

第 1 5 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債  
発 行 要 項

- |                 |  |                         |
|-----------------|--|-------------------------|
| 1. 発行者の名称       | 川崎市  | 三菱UFJ証券株式会社             |
| 2. 発行総額         | 金150億円   | みずほ証券株式会社               |
| 3. 発行の目的        | 平成18年度一般会計資金   | 岡三証券株式会社                |
| 4. 発行日          | 平成19年1月31日   | セレサ川崎農業協同組合             |
| 5. 各公債の金額       | 1万円  | 丸三証券株式会社                |
|                 | 本公債については、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。   | ゴールドマン・サックス証券株式会社       |
| 6. 利率           | 年1.43パーセント   | モルガン・スタンレー証券株式会社        |
| 7. 発行価額         | 額面100円につき金99円99銭   | 東洋証券株式会社                |
| 8. 償還金額         | 額面100円につき金100円   | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構   |
| 9. 償還の方法及び期限    |  | 17. 応募者利回り 年1.432パーセント  |
|                 | (1)本公債の元金は、平成23年12月20日にその全額を償還する。  | 18. 新証券コード JP2141301719 |
|                 | (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  |                         |
|                 | (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。  |                         |
| 10. 利息支払の方法及び期限 |  |                         |
|                 | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成19年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。  |                         |
|                 | (2)発行日の翌日から平成19年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。   |                         |
|                 | (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。   |                         |
|                 | (4)償還期日後は、利息をつけない。   |                         |
| 11. 申込期日        | 平成19年1月25日   |                         |
| 12. 募入方法        | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。  |                         |
| 13. 払込期日        | 平成19年1月31日   |                         |
| 14. 募集の受託会社     | 株式会社横浜銀行（代表）<br>株式会社りそな銀行  |                         |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）<br>野村證券株式会社<br>日興シティグループ証券株式会社<br>株式会社みずほ銀行<br>大和証券エスエムピーシー株式会社<br>株式会社三菱東京UFJ銀行<br>新光証券株式会社<br>株式会社三井住友銀行<br>みずほインベスターズ証券株式会社<br>株式会社りそな銀行<br>川崎信用金庫 |                         |

以 上